

# 一般財団法人全日本野球協会

## Baseball5 登録規程

### 第1条〔趣旨〕

本規定は、一般財団法人全日本野球協会（以下、「本協会」という）の Baseball5 加盟チーム及び選手等の登録に関する事項について定める。

### 第2条〔遵守義務〕

本協会に登録する Baseball5 チーム（以下、「加盟チーム」という）並びにそのチームの選手、監督、コーチ、役員等（以下、「個人会員」という）は、本協会の定めた諸規程等を遵守する義務を負う。

### 第3条〔チーム登録の義務〕

- ① 加盟チームは、第8条の定めるところにより、登録手続きを行うものとする。
- ② 本協会へのチーム登録がないチーム（以下、「未加盟チーム」という）は、本協会が主催または公認する Baseball5 競技大会等に出場することはできない。

### 第4条〔個人会員登録の義務〕

- (1) 個人会員は、第9条の定めるところにより、登録手続きを行うものとする。
- (2) 本協会への登録がない個人会員は、本協会が主催または公認する Baseball5 競技大会等に出場することはできない。

### 第5条〔重複登録の制限〕

- (1) 個人会員は第10条に定める種別が同じ2つ以上の加盟チームに同時に登録することはできない。
- (2) 前項に関わらず、選手は第10条に定める種別が異なっても2つ以上の加盟チームに同時に選手として登録することはできない。

### 第6条〔他団体に属する個人会員の登録〕

- (1) 日本高等学校野球連盟、全日本大学野球連盟及びその加盟団体に属している野球部員、指導者、役員等については、所属団体に所定の届け出を行うこと。
- (2) 前項に該当しない場合、所属団体の規定に従い、登録を行うことができる。

#### 第7条〔外国人登録の手続き〕

外国人（日本国籍を持たない者）の個人会員登録について以下の通り定める。

- (1) 在留資格認定証明書または外国人登録証明書の交付を受けている外国人は個人会員として登録することができる。
- (2) 前項以外に、住民票の写しを提出し、本協会の承認を得たものは登録することができる。

#### 第8条〔チーム登録の手続き〕

本協会への登録は、野球競技者登録システム「野球ねっと」を使用し、別途本協会が定める方法によりチーム登録手続きを完了しなければならない。

#### 第9条〔個人会員の登録の手続き〕

本協会への登録は、野球競技者登録システム「野球ねっと」を使用し、別途本協会が定める方法により個人会員の登録を完了しなければならない。

#### 第10条〔登録の種別〕

登録の種別は次の各号の通りとする。

##### (1) 一般

当該年度4月1日現在で15歳以上の選手で編成されたチームとする。

##### (2) ユース

当該年度4月1日現在で15歳以上18歳未満の選手で編成されたチームとする。

##### (3) ジュニア

当該年度4月1日現在で15歳未満の選手で編成されたチームとする。

#### 第11条〔個人会員登録料〕

個人会員のうち監督、コーチ、選手は、次の各号のいずれか該当する種別に定める個人会員登録料を本協会に納付しなければならない。但し、ジュニアの登録料は無料とする。また、個人会員登録料は第14条に定める有効期間とし、更新をする場合は、再度登録料を納める。

(1) 一般           (選手) 2, 500円           (監督・コーチ) 2, 500円

(2) ユース       (選手) 1, 000円           (監督・コーチ) 2, 500円

## 第12条〔チーム登録料〕

加盟チームは、次の各号のいずれか該当する種別に定めるチーム登録料を本協会に納付しなければならない。また、チーム登録料は第14条に定める有効期間とし、更新をする場合は、再度登録料を納める。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 一般   | 10,000円 |
| (2) ユース  | 7,000円  |
| (3) ジュニア | 5,000円  |

## 第13条〔登録の変更・取消〕

- (1) 個人会員は、別途本協会が定める手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は本協会承認の日をもって発生する。
- (2) 個人会員が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。
- (3) 年度内に1度でも登録したチームは、チーム登録料が発生する。
- (4) 年度内に1度でも登録した個人会員のうち監督、コーチ、選手は、個人会員登録料が発生する。

## 第14条〔登録有効期間〕

- (1) 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
- (2) 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。

## 第15条〔登録情報の管理〕

本協会は、個人会員の過去の登録情報（当該個人会員が、過去に登録された全ての所属都道府県などの情報）を管理するものとする。

## 第16条〔個人会員の転籍〕

- (1) 選手が加盟チームを転籍した場合、転籍前のチームの登録を抹消した当該年度中は、試合出場を停止するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号の該当する場合は、出場停止期間を短縮することができる。
  - ① 加盟チームの解散及び活動休止による場合は、届出日後直ちに審査し、その承認日から出場停止の措置を解くことができる。

② 転籍前の加盟チームの登録抹消証明書が発行されている場合は、届出日後直ちに審査し、その承認日から出場停止の措置を解くことができる。

(3) 第1項の規定は、次に該当する者の場合これを適用しない。

① 選手を兼任しない監督、コーチ、スタッフ（トレーナー・マネージャー等）及びそれに準ずる者

#### 第17条〔違反行為に対する懲罰〕

個人会員または加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、本協会コンプライアンス委員会に従う。

#### 第18条〔改正〕

本規則の改定は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

#### 第19条〔協議〕

本規則に定めなき事項については、理事会で定める。

#### 第20条〔施行〕

本規則は、2024年8月2日より施行する。